○文部科学省国土交通省令第二号

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律（令和二年法律第十八号）第四条第一項、第十二条第一項及び第二十三条の規定に基づき、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

文部科学大臣　萩生田光一
国土交通大臣　赤羽　一嘉

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律施行規則（令和二年文部科学省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
別記様式第１号（第２条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名 ［略］ （備考） １～３　［略］ ［項を削る。］	**別記様式第１号**（第２条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名　　印 ［略］ （備考） １～３　［略］ ４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
別記様式第２号（第６条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名 ［略］ （備考） １～３　［略］ ［項を削る。］	**別記様式第２号**（第６条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名　　印 ［略］ （備考） １～３　［略］ ４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
別記様式第３号（第８条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名 ［略］ （備考） １～３　［略］ ［項を削る。］	**別記様式第３号**（第８条関係） ［略］ 申請者 住　　所 氏　　名　　印 ［略］ （備考） １～３　［略］ ４　氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。